



千葉市

記者発表資料

平成31年1月9日
総務局総務部人事課コンプライアンス推進室【職員処分関係】
電話245-5676 内線90-2240
総務局総務部給与課【休暇制度関係】
電話245-5034 内線90-2181

職員による特別休暇の不正取得等に関する懲戒処分について

職員の処分を行いましたので、お知らせします。

1 被処分者及び処分内容

(当事者)

所属	職名	年齢	性別	処分内容
市民局	主任主事	37歳	男	停職 3月

(管理監督者)

所属	職名	年齢	性別	処分内容
市民局	所長	60歳	女	嚴重注意

2 処分年月日 平成31年1月9日(水)

3 事案概要

当事者は、平成30年6月から11月までの間、特別休暇である子の看護休暇を虚偽に申請し、合計9回(6日と2時間分)、自身の遊覧等のため、不正に取得した。

また、平成30年5月以降、職務専念義務に反し、勤務時間中に合計292回(64日間)にわたり、ツイッターへ投稿を行ったものである。